2015 年度前期早稲田大学雄弁会
9 月合宿発表レジュメ

「許しの力」

商学部 2 年　清水寛之

「しかし罪は日常的な出来事であり、それは諸関係の網の目の中に新しい関係を絶えず樹立しようとする活動の本性そのものから生じる。そこで、生活を続けてゆくためには、許しと放免が必要であり、人びとを、彼らが知らずに行った行為から絶えず赦免しなければならない。」

–ハンナ・アレント『人間の条件』–

目次

1.社会認識・理想社会像・問題意識
2.現状分析
2-1.定義
2-2 現状
3.原因分析
3-1.生物的要因
3-2.家庭的要因
3-3.社会的要因
4.政策
6.参考文献

1.社会認識・理想社会像・問題意識

現代の日本は成熟化した社会である。成熟化とは産業の高度化や、生活水準が向上した状態をさす。成熟化に伴い、人々の生活様式もまた多様化した。生活様式の多様化は核家族化の進行と人口の都市化を引き起こした。それは、人々に以前よりも家族や地域社会による制約の弱い自由な生活をもたらしたといえる。しかし、同時に養育や防犯などにおける大家族や地域社会単位での取り組みも減少した。そのような背景の中で、少年を取り巻く環境にも変化が生じている。以前は世代間で継承されていた養育力が継承されにくくなり、養育力が低下した家庭環境において、虐待をはじめとする家庭不和は大幅に増加した。さらに、上述のように大家族や地域社会で行われていた養育や防犯の取り組みも減少したことで、少年が規範意識を身につける機会も減少したといえる。以上のような環境に置かれているのが現代の少年たちである。

私の理想社会像は「包容する社会」である。包容する社会とは個人同士が他者の存在を相互に承認する関係が複数ある社会である。また、承認とは自己と他者との内在的な性質の差異を見いだした上で、相手のありようを認めることをさす。個人は他者に承認されることで自己の存在に確信を持ち、安心感を得られる。また、承認の関係は相互に連関しているために、社会において排他性は存在してはならない。そのため、個人は他の個人に承認を与えようとする関係が持続する。以上が「包容する社会」である。

以上の理想社会像に鑑み「少年非行」に対し問題意識を抱く。非行少年は、家庭・ 社会の双方で承認を得られず、自己の存在に対する確信が得られないことで安心感を欠如している。家庭における承認とは、生まれて初めて関わりを持つ他者である親との愛着の形成であり、これは個人のアイデンティティの基盤となる。また、社会における承認とはアイデンティティを有する個人の存在に対する承認である。しかし非行少年は虐待等の家庭不和により家庭で承認を得られていない傾向にあり、また地域や学校等の社会においても他者から承認を得られていない場合が多い。少年非行は、このように承認を得られないことで引き起こされる家庭・ 社会からの逸脱感情の表出した最たる行動である。また非行という経歴が、少年が社会で再び承認を受けることを困難にさせる。さらに、非行が社会における承認の連関性を侵害するという点でも理想社会像に反している。以上より「少年非行」に問題意識を抱き、それに対する社会変革論を構築する。

2.現状分析

2-1.定義

【非行とは】

最初に本レジュメにおいて問題意識として扱う少年非行（以下非行）の定義について述べる。少年法によると、非行少年は①犯罪少年、②触法少年、③虞犯少年の 3 種類に分類される。

[1]

①犯罪少年	14 歳以上で罪を犯した少年。 この場合、「少年犯罪」でもある。
②触法少年	14 歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年。 ※14 歳未満なので犯罪を構成し得ない
③虞（ぐ）犯少年	性格や環境などに鑑みて、将来に罪を犯す虞（おそれ）のある少年。

以下で「犯罪」と「虞犯」の概念についてもう少し詳述したい。「犯罪」とは、犯罪の構成要件に該当する、違法・有害な「行為」であり、意思や性格は犯罪ではない。また、社会学者デュルケムは犯罪について、「われわれは、或る行為が犯罪であるからそれを非難するのではなく、われわれがそれを非難するから犯罪なのである」と述べている。つまり、何が犯罪なのかは時代や地域性によって多分に規定されるといえる。そして「犯罪」の概念を踏まえると、「虞犯」は「行為」ではないので犯罪ではない。虞犯とは犯罪性のある人物や不道徳な人物と交際したり、いかがわしい場所に出入りすることなどで将来に罪を犯す虞があることを指す概念であるからである。そのため、この虞犯という概念こそが、非行と犯罪とが異なる点であるといえる。本レジュメでは、虞犯も少年の将来を制約する可能性があるために問題意識に含まれる。つまり本レジュメで扱う非行とは、少年法に定義される 3 種類である。

[1]（参考）警察庁生活安全局少年課『少年非行情勢（平成 26 年 1 月～12 月）』

【非行と逸脱】

上記のように、非行とは少年の犯す犯罪行為や犯罪につながりうる行為である。ではなぜ、非行を犯した少年は社会の中で逸脱し、承認を受けられなく（少なくとも受け入られ難く）なるのであろうか。当然だが、非行（犯罪）とは法を破る行為である。法とは社会において一定の合意のもと規定される集団規則であり、故に非行とは集団規則への順応の失敗であると言い換えることができる。つまり、逸脱は非行という行為の性質自体ではなく、社会が設けた規則を違反した者に対し、逸脱者というラベルが貼られることによって発生した結果と言える。

非行がもたらす逸脱者というラベルは、他者が個別的に非行をした少年を捉えるのではなく、「非行少年（犯罪者）」というイメージによって捉えるようにさせる働きをもたらす。非行少年というイメージが社会に流布し支配的になることによって、少年は当初の社会集団への復帰が困難になり、更なる逸脱の増幅を引き起こす。逸脱の進行した極端な例が組織的な逸脱集団への加入である。逸脱集団の構成員は逸脱者という点において共通性を有しており、集団の構成員は逸脱者として自らのアイデンティティを形成するようになる。

2-2 現状

非行件数の推移をみていきたい。図 1 は過去 10 年間における刑法犯少年の検挙人員の推移である。平成 26 年では 48000 人程度となっている。検挙人員数は 11 年連続で、人口比では 5 年連続で減少傾向にある。（同出典によると、触法少年、虞犯少年についても同様に減少傾向を示している。）。しかしこれはあくまで検挙人員であり、明るみに出ていない暗数を考えると減少し続けているとは言い切れない。例えば放置自転車の窃盗を考える。放置自転車はそもそも放置されていた物なので被害届が出されることは無い。そのため警察の自発的な取締りの活発さの度合いによって検挙人員数が大幅に左右されるのである。実際に、1946 年からの戦後約 70 年間の推移をみると、検挙人員数には 3 つの波があり、検挙人員数が最も多かったのは 1983 年をピークとする第 3 の波である。しかしこの時期の増加は、万引きや横領などが深刻な犯罪の前兆である初発型非行と名付けられ警察が大々的な捜査を行ったためであるとされる。

図１　刑法犯少年の推移

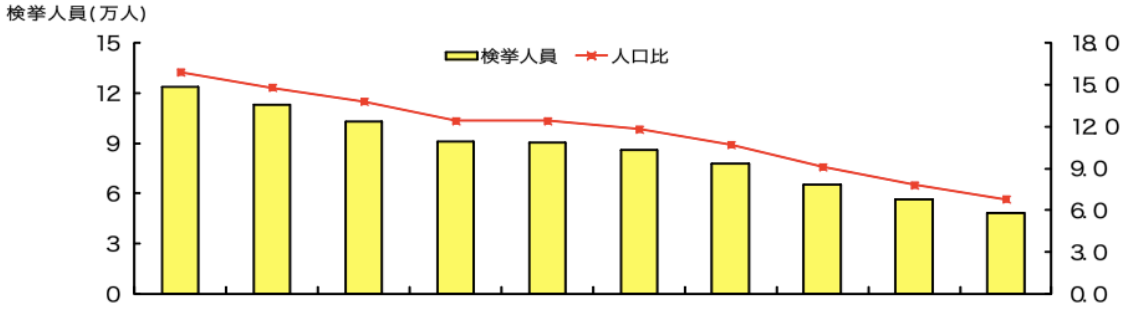

年次	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
検挙人員（人）	123,715	112,817	103,224	90,966	90,282	85,846	77,696	65,448	56,469	48,361
凶悪犯	1,441	1,170	1,042	956	949	783	785	836	786	703
粗暴犯	10,458	9,817	9,248	8,645	7,653	7,729	7,276	7,695	7,210	6,243
窃盗犯	71,147	62,637	58,150	52,557	54,784	52,435	47,776	38,370	33,134	28,246
知能犯	1,160	1,294	1,142	1,135	1,144	978	971	962	878	987
風俗犯	383	346	341	389	399	437	466	566	523	445
その他の刑法犯	39,126	37,553	33,301	27,284	25,353	23,484	20,422	17,019	13,938	11,737
少年人口比	15.9	14.8	13.8	12.4	12.4	11.8	10.7	9.1	7.8	6.8

[2]

[3]図２

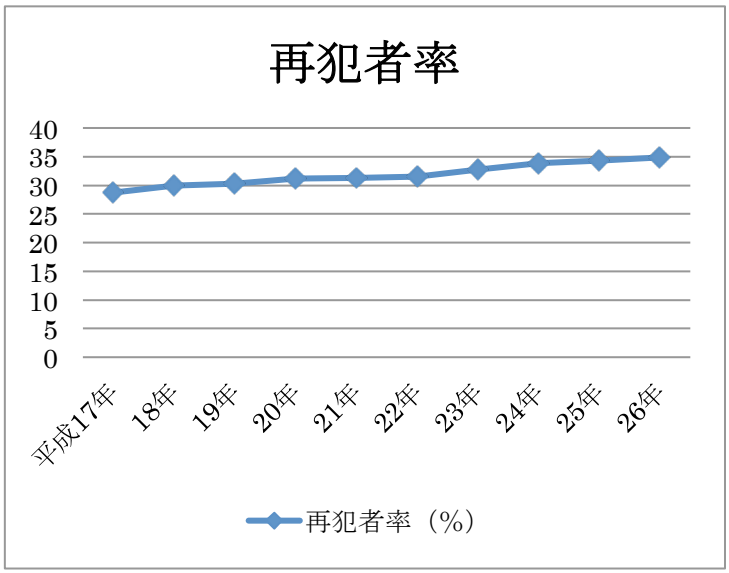

次に刑法犯少年の再犯者率の推移をみていく。図２は過去 10 年間における再犯率の推移を示した図である。グラフに見受けられるように、再犯者率の推移は過去 10 年間の間、上昇傾向にある。平成 26 年の再犯者率は 34.9%と、平成 10 年から 17 年連続で上昇しており、統計のある昭和 47 年以降で最も高い。

[2] （出典）警察庁生活安全局少年課『少年非行情勢（平成 26 年 1 月～12 月）』

[3]（参考）警察庁生活安全局少年課『少年非行情勢（平成 26 年 1 月～12 月）』

図 3[4]

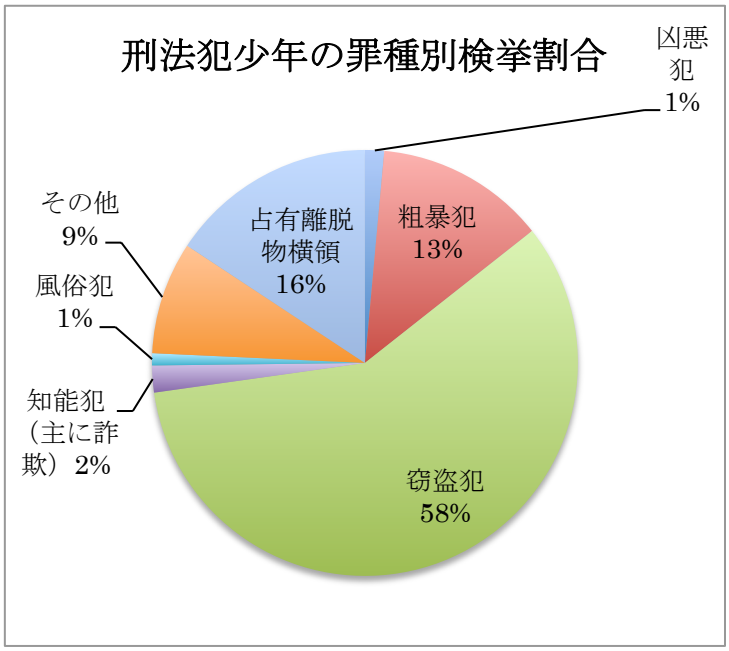

平成 26 年における刑法犯少年の罪種別の検挙割合を見てみると、窃盗犯が最も多く、次いで占有離脱物横領となっている。検挙数は窃盗に関するこの 2 種で全体の 7 割以上を占める。次いで粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、脅迫、凶器準備集合のこと[5]）が 13%となっている。尚、少年犯罪の凶悪化が叫ばれているが、実際には凶悪犯は全体の 1%程度に過ぎず、その数は過去 10 年で半減している。

図 4[6]

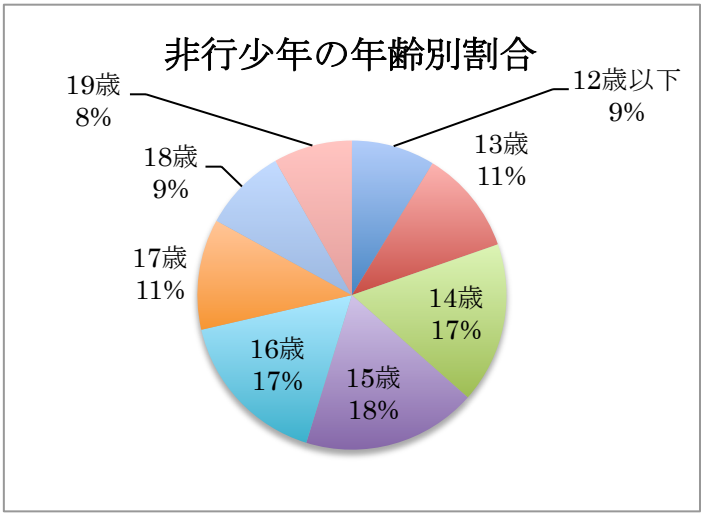

図 4 は刑法犯少年と触法少年の年齢別検挙人員数を示している。図から見受けられるように、13 歳以下と 17 歳以上は比較的少なく、14 歳から 16 歳の時期が全体の 52%と過半数を占める。非行は少年が中高生に当たる時期に集中して行われていることが考察される。中高生の時期は進路など人生の岐路を大きく決定する時期でもあり、非行を要因として社会における少年の逸脱が進行しやすい時期でもある。

4 （参考）警察庁生活安全局少年課『少年非行情勢（平成 26 年 1 月～12 月）』
5 （出典）警察庁（1989）『警察白書』
6 （参考）警察庁生活安全局少年課『少年非行情勢（平成 26 年 1 月～12 月）』

3.原因分析

はじめに・・・

非行を含む犯罪を「人はなぜ起こすのか」について、19 世紀以来様々な立場から実証的な研究が行われてきた。3 章では少年が非行を起こす原因について、犯罪研究の理論を用いながら、現代の日本社会に当てはめることで分析を行いたい。そこで重要なのは、一つの要因のみに非行との直接的な因果が有ると断定するのではなく、あくまで因果関係を持つと推察される複数の要因を検討し、その因果の力動的全体像の結果として犯罪が行われると考えるべきであることだ。（多次元診断）

本レジュメにおける非行原因研究の立場

上述したように、非行は複数の要因によって行われる（少なくとも、一つに特定することは困難）と考えるべきである。犯罪に関する研究においても、要因の研究をする中で多くの理論が生み出されて来た。ここで本レジュメにおける非行を分析する観点とその理由を記したい。問題意識の項でも記した通り、本レジュメでは非行を逸脱という観点から扱う。「逸脱」という用語を用いるということは、一定の統制された社会を想定している。つまり、なぜ少年は社会から逸脱するのか（統制から抜け出るのか）について考察することで、非行の要因を究明し、また非行に及ばないための解決策を提示できるであろう。以上より、逸脱という観点から非行を分析していく。また、統制におかれている一般少年と逸脱した非行少年との対比による測定を行いやすいなど、非行を実証的に検証しやすいという利点も存在する。以下では少年の生物的要因、家庭的要因、社会的要因と大きく 3 つの要因に分類した上で一般の少年と非行少年を比較することで分析を行っていく。

3-1.生物的要因

はじめに脳の働きなど、生物的レベルでの要因が存在する可能性を考察する。具体的には脳の構造的な異常や脳の出す脳波の異常（器質障害）や、自閉症スペクトラム障害（PDD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）などの発達障害が犯罪を引き起こすとされる。器質障害と非行との関係性については、生存者の脳を解剖することができない以上、これまで解明されてこなかったために取り上げない。ここでは発達障害と非行との関係性に限り考察を行う。

【発達障害と非行】

発達障害には多数の種類があるが、以下の PDD や ADHD を代表的なものとして、いずれも脳機能の障害を原因とする先天的なものや、低年齢児に生じたほかの疾患の後遺症によるものである。養育方法などの生育環境を原因とするものは発達障害の定義に含まれない。

図 5 発達障害の特徴

PDD	対人関係の異常、コミュニケーションの障害、想像力の欠如など
ADHD	注意力の欠如、活動の過剰、衝動性など

上記が発達障害の主な特徴である。これらの特徴が家庭での育て難さ、学校での教師の理解不足や周囲からのいじめなどの形で対人関係に支障を来たし、孤立感や不信感、無力感などから非行を引き起こすとされている。発達障害のみに非行の要因を特定できないとしても、これは非行に至るに十分考えられ得る一つの要因であると考えられる。

図 5[7]

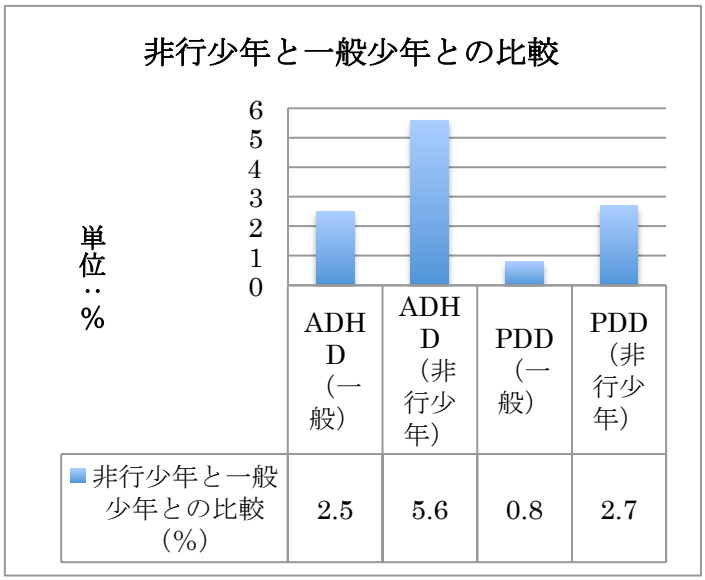

次に、実際に非行少年に発達障害と診断された者の割合が多いか見ていきたい。図は一般の 6～15 歳の小中学生と、東京家庭裁判所における 14～19 歳の非行少年との ADHD と PDD の症例が見られる者の割合の差を示している。

非行少年における割合として、ADHD は一般の約 2.3 倍、PDD は約 3.4 倍と、一定の関係性があると考察される。

7 （参考）藤川洋子（2008）『発達障害と少年非行』金剛出版

3-2 家庭的要因

両親との不和や虐待などの様々な成育上の家庭における経歴が非行に影響を及ぼすとする仮説を考察する。ここでは虐待と家庭不和を検証することで非行との関係性を分析していく。

イギリスの精神分析家ウィニコットは、反社会的傾向のある少年は家庭という自分の人生の枠組みとなるものが破壊されることで、不安を感じ、家庭以外のどこかに希望を見いだそうすると考えた。ウィニコットは以下のように述べている。

…反社会的傾向には２つの大きな流れがあります。一つの流れで典型的なのは盗みですし、もう一方は破壊性です。前者の流れによって、子どもは何か大切なものを、どこかに探しています、そして、それを見つけ出すことに失敗しても、希望があるなら、またそれをどこか他に探し求めます。後者の流れによって、子どもは衝動的な行動から生ずる緊張に耐え得るだけの量の環境の安定性を探しています。これは、失われた環境の供給を探し求めているのであり、また、人間らしい姿勢−それは信頼できるものなので、動いたり、行動したり、興奮したりする自由を個人に与えます−を探し求めてのものです。[8]

また、ウィニコットは少年が盗みを行う理由について以下のように考察をしている。

もの（対象）を盗む子どもは盗まれた対象を求めているのではなく彼あるいは彼女に当然得る権利がある母親を探し求めているのです。…（中略）…最初の愛情剥奪のときに、攻撃的（もしくは運動性の）ルーツとリビドー[9]のルーツとの幾分の融合があるならば、子どもは盗みや傷つけることや、めちゃめちゃな面倒が混ざった状態−それはその子どもの情動的発達状態の特別な細かい点によって異なります−を呈することによって母親を求めます。[10]

---

8 （Donald Woods Winnicott,1984,西村訳,p.134）

9「精神分析で、人間の行動の原動力となるエネルギー。」をいう。
（参考）『明鏡国語辞典』、大修館書店

10 （Donald Woods Winnicott,1984,西村訳,pp.134-135）

分析によれば、盗みは物そのものを盗みたいという欲求ではなく、盗みを働くことによってその欲求（攻撃性）を抑えてくれる存在がいるということを確認したいという欲求によって行われる。つまり盗みも他の非行と同様に、自分を抑えてくれる存在がいることを確認することで、親や社会は自分を保護してくれる愛情や強さを持っているという安心を感じることができるために行うと考えられる。

【非行と家庭不和全般】

以下の図 6[11]は様々な家庭的不和の割合に関する一般少年と非行少年との比較調査である。

図Ⅱ-1-1-4 親子関係

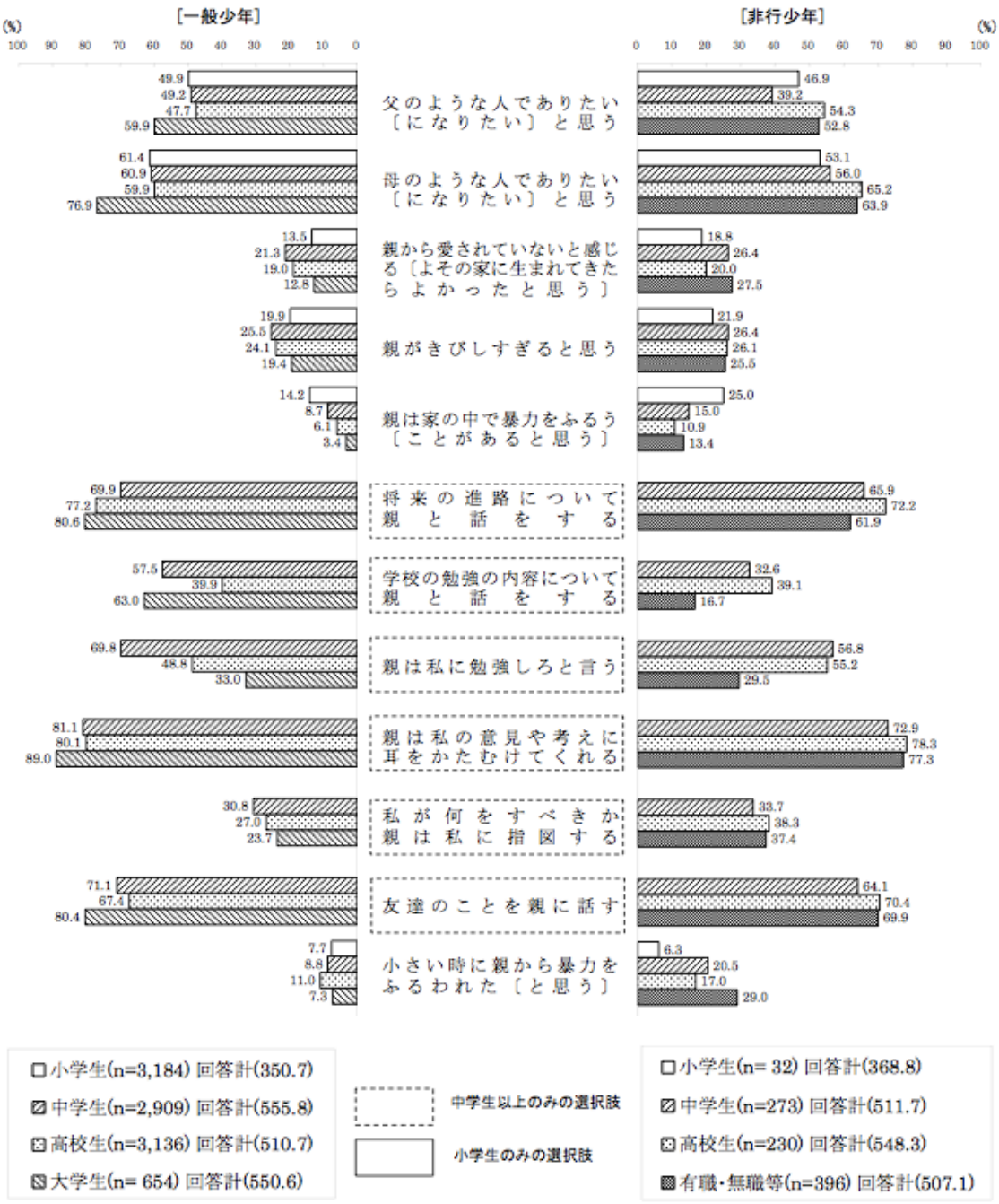

11 （出典）内閣府政策統括官（共生社会政策担当）（2010）『第４回 非行原因に関する総合的研究調査』

・図から読み取れるように、親子の関係性の良好さに関する質問について、一般少年よりも非行少年の方が否定的な答えをしている者の割合が多い。

「親から愛されていないと感じる〔よその家に生まれてきたらよかった〕」、「親は家の中で、暴力をふるう〔ことがあると思う〕」「親は私のことを信頼しているか」など

・親子の間でのコミュニケーションについても、一般少年よりも非行少年の方が希薄と見られる傾向にある。

「学校の勉強の内容について親と話をする」、「親は私の意見や考えに耳をかたむけてくれる」など

調査を通じて、「親から愛されていないと感じる〔よその家に生まれてきたらよかった〕」を筆頭に、大半の調査項目で親との関係について非行少年の方が否定的な回答をする割合が多い。また、日常的なコミュニケーションの頻度や良好さに関係がある「学校の勉強の内容について親と話をする」や「親は私の意見や考えに耳をかたむけてくれる」の２つの項目を見ても、全ての属性で一般少年の方が高い。特に「学校の勉強の内容について親と話をする」と答えた割合は中学生の一般少年が 57.5%なのに対し、非行少年の場合では 32.6%と、24.9%も少ない。

→親子関係の不仲や、コミュニケーションの希薄さが非行少年により多く見られた。調査に対する分析を通して、家庭不和と非行には一定の関係性があると考察される。

【非行と虐待】

親からの愛情を受けられない最たる事例が虐待であり、非行少年と一般との比較をすることで虐待と非行との関係を分析していく。

調査 1

・平成 12 年に法務総合研究所が、全国の少年院在籍者を対象に行った虐待の被害調査[12]がある。これによると、家族からの何らかの虐待経験が有ると回答した者は 50%であった。

調査 2

・平成 22 年 3 月の内閣府政策統括官が行った、一般少年と非行少年に対する調査[13]がある。図で分かるように、小学生を除く全ての段階で一般少年よりも非行少年の方が、暴力にあったと答えている割合が圧倒的に多い。

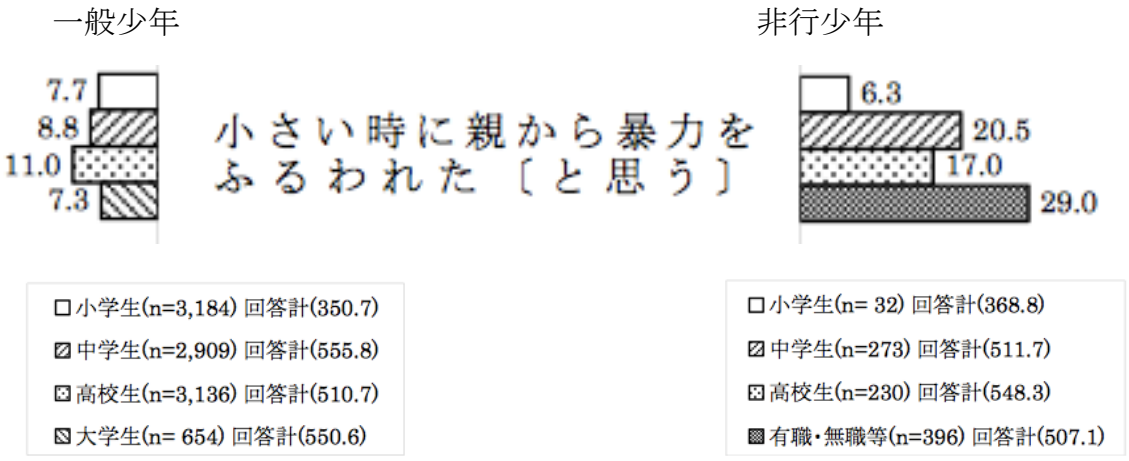

→以上の 2 つの調査を踏まえると、少年院在籍者では半数が虐待を受けたと回答しており、一般の少年と比較しても非行少年の方が、虐待経験が多い。親の愛情を受けられていない最たる例である虐待経験と非行には一定の関係性が有ると考察される。

12（参考）法務総合研究所（2001）『児童虐待に関する研究（第 1 報告）』

13（出典）内閣府政策統括官（共生社会政策担当）（2010）『第 4 回 非行原因に関する総合的研究調査』

補足【盗みの要因は貧困か】

非行の 7 割以上が窃盗と横領である。上述の分析以外に、貧困から盗みを行う可能性について簡単に考察したい。平成 21 年の調査[14]によると、万引きで検挙された少年と一般少年の間で小遣いに関する金額の差は特に見られなかった。また、品目別で見ても食料品以外の日常生活において必要性の低い娯楽品も多く、貧困を直接的な要因として指し示す証拠は見られない。非行少年の家庭の貧困率が一般少年より高い傾向に有ることは事実だが、単なる経済的貧困が要因ではなく、貧困が影響を及ぼす様々な成育上の過程の結果であると捉えるべきである。

図 7[15]

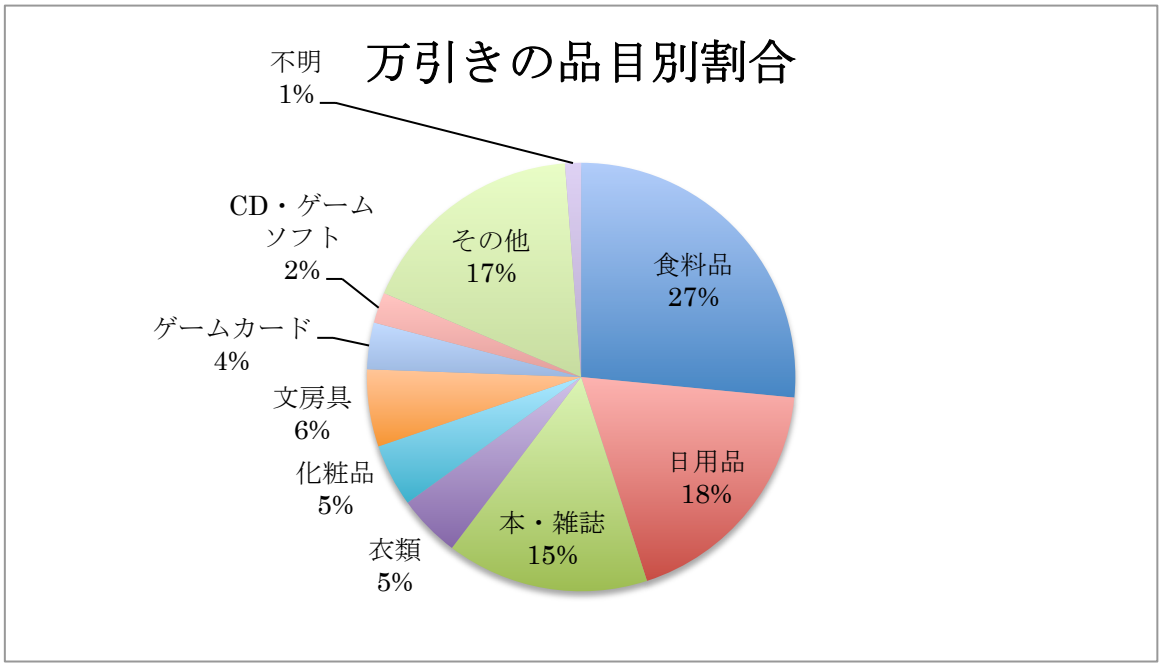

3-3. 社会的要因

本来的には様々な行為の善悪は無差別であるはずで、何が犯罪であるかは社会によって規定されている。例えば日本では違法である薬物が他国では合法であることもある。この場合、日本では使用することで処罰されるがその国では処罰されない。つまり、犯罪（非行）とは特定の社会からの逸脱行動なのであ

14 （参考）警視庁（2009）『万引きに関する調査研究報告書』

15 同上

る。ではなぜ、通常人は犯罪や非行を行わず、社会で定められた規範に従っているのだろうか。社会学者ハーシは、自分が所属したり、何らかの準拠点を置いている人間関係、集団、制度への繋がりの中に犯罪を抑制する作用が有ると考えた。この繋がりを社会的な絆とよぶ。つまり、社会的な絆を失っていった少年たちが、規範を守らなくなっていくと考えられるのである。以下では、なぜ少年たちが規範を守らなくなっていくのかについて分析していく。ここでは社会的な絆を愛着、コミットメント、巻き込み、規範観念の 4 つに分類した上で、現代の日本における非行を分析することで要因を考察していきたい。

【愛着】-親しい人との関係が非行を抑止するか-

他者への愛着の欠如が非行を引き起こすとする仮説。通常、人は情緒的な絆を有する他者の願いや期待に答えるために規範を守るはずである。しかし、何らかの形で情緒的な絆が弱まったり失われたりすることによって、規範を守る意義が徐々に失われ、非行を行うようになると考えられる。では非行少年と一般少年で差が見られるのか、考察していきたい。尚、家庭での愛着については家庭的要因の項において分析済みのため、この章では記載しない。

図 8[16]「学校で次のようなことがありますか」

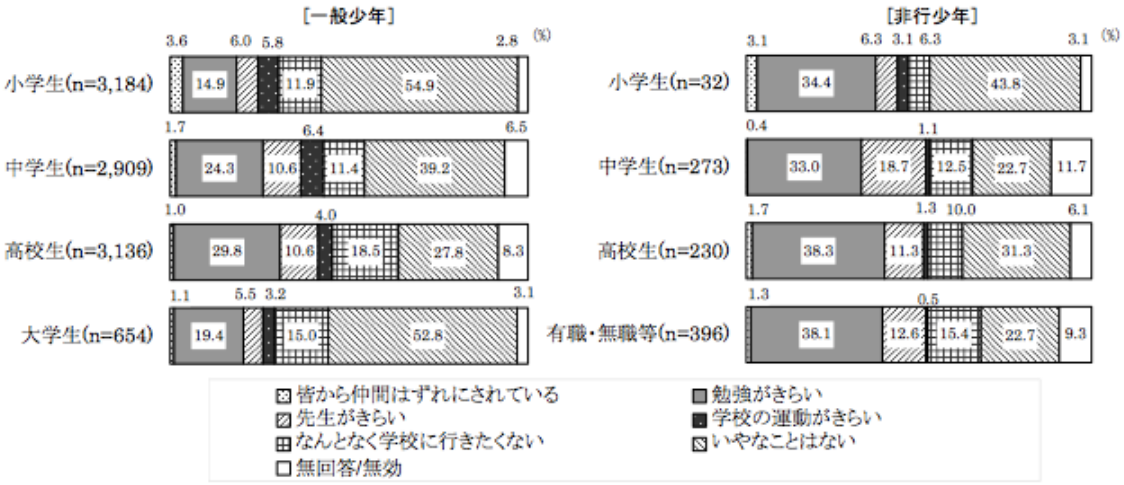

上図に見受けられるように、「皆から仲間はずれにされている」の割合としては一般少年と非行少年に特に差は見られない。「先生がきらい」と答えた割合は中学生では一般少年の 10.6%に比べ非行少年では 18.7%と、8.1%の差が見ら

16（出典）第４回 非行原因に関する総合的研究調査

れる。

図 9[17]「最近 1 年ぐらいの間にいじめられましたか」

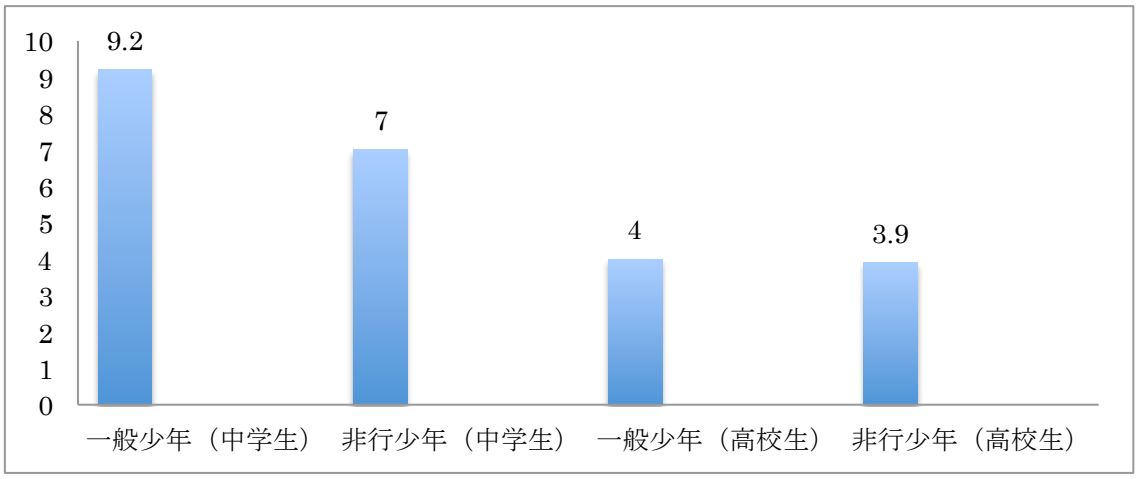

上図は最近約 1 年間の間にいじめられた割合の一般少年と非行少年の比較である。特に大きな差は見られないし、むしろ非行少年の方が割合は低い。

→調査を通して、周囲から仲間はずれにされたりいじめられたりという経験が非行少年に特有に見られるということはないようである。しかし、教師を嫌う割合はどの年齢層を見ても非行少年は高い割合にある。同じ非行少年同士など友人関係を持つことで、仲間はずれやいじめられる経験には差を及ぼさないとしても、学校制度の象徴とも言える教師には情緒的なつながりを有していない傾向にあることが考察される。

17（参考）第 4 回 非行原因に関する総合的研究調査

【コミットメント】–社会的評価への躊躇は非行を抑止するか–

人は法を侵犯した際の恐怖を合理的に捉え、規範に従うとする仮説。これをコミットメントや生活上の投資とよぶ。社会学者ベッカーは次のように述べている。

第一には、ある特定の行為に関する決断が、必ずしも直接的にはそのことと関連を持たないはずの他の利害や活動にも影響が及んでしまう状況というものがあり、彼が現在そうした状況にいること。第二には、そうした状況に彼が現在いるのは、これまでの彼自身の行為がもたらしたものであること。そして第三番目の要素は自明すぎて自覚されないことも多いのだが、これまで生活上の投資をしてきた人は、そのことによる他の領分への影響に気づいているはずであり、逸脱への決断が本来の領分を越えて他にまで影響することを認めていなければならない。[18]

つまり、就学や就職、円滑な人間関係などの様々な活動のために、人は日常の時間や労力などを投資しており、逸脱行動がもたらす損失を考えることで非行を行わないと考えられる。しかし、非行を行う少年は、既存の社会的な枠組みに沿い生活をすることと、逸脱行動をすることによるコストの損失の差が近付いたり、逆転することで、逸脱を行わないことで得られる利益が少なくなるために、非行を行うようになるとされる。この仮説を現代の日本の少年に当てはめることでこれを考察していきたい。

–少年の学校に対する価値意識の考察–

家庭を除き、少なくとも義務教育期までの全ての少年が帰属する場所は学校である。学校教育が十分に浸透していなかった時代における非行が学校教育からの疎外によるものであると考えられるのに対し、教育機会が十分に担保された現代においては、非行は学校での疎外に起因するものであると考えられる。よって、本項では非行少年の学校生活からの逸脱傾向について考察する。

学校教育制度が浸透した現代では、少年たちの生活世界[19]の中で学校教育の占

18（出典）H.S.Becker, “Notes on the Concept of Commitment”,American Jounal of Sociology,66,1960

19「科学的認識の基盤となる，直接的に体験される知覚的経験の世界のこと。」

める比重が高くなっている状況にある。学校教育制度の浸透は単なる小中学校の義務教育化を意味するものではない。経済成長による国民生活の上昇が子どもの労働力としての必要性を低下させ、子どもが「学業へ専念する存在」として意識されるようになったことや、技術革新による産業の高度化などから子どもに期待される学習内容が高レベル化したことで、学校制度に対する信頼が高まり、人々に制度に対する依存をもたらしたといえる。それは実際に高校の就学率が 100%近くになったことなどに見てとれる。しかし、当初は生活における目的から発生した学校制度に対する信頼は、やがて学校で学ぶこと自体の自己目的化をもたらしその制度の本来の意義を喪失させていった（ex.「テストでいい点を取るために勉強する」）。そうした背景の中で、制度自体の意味の喪失と、制度への依存や適合への圧力との板挟みになった少年が学校という価値体系から離脱しようと非行を行う。

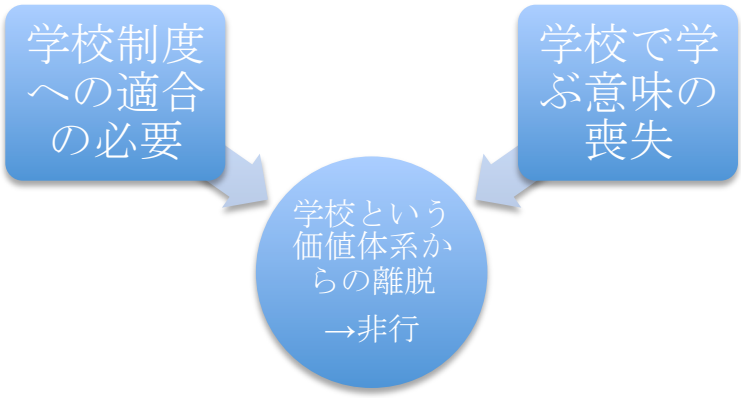

図 10[20]「成績はクラスの中で良い（良かった）方ですか」

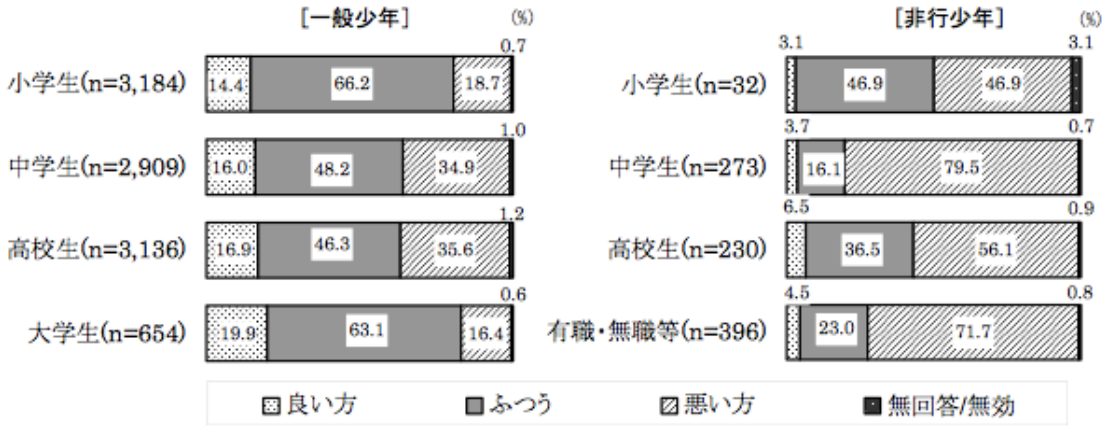

上記の図 8 は成績について一般少年と非行少年に対し調査である。一般少年では「ふつう」と答えた割合がどの年齢層においても最も多いが、非行少年で

（参考）松村明（2006）『大辞林』三省堂

20 （出典）内閣府政策統括官（共生社会政策担当）（2010）『第４回 非行原因に関する総合的研究調査』

は小学生を除くと全ての年齢層で「悪い方」と答えた割合が多く、中学生では79.5%にものぼる。

図 11[21]「中学生のあなた（中学生の時のあなた）は、どういう理由で勉強しています（いました）か〔あなたは今、どういうつもりで勉強していますか〕」

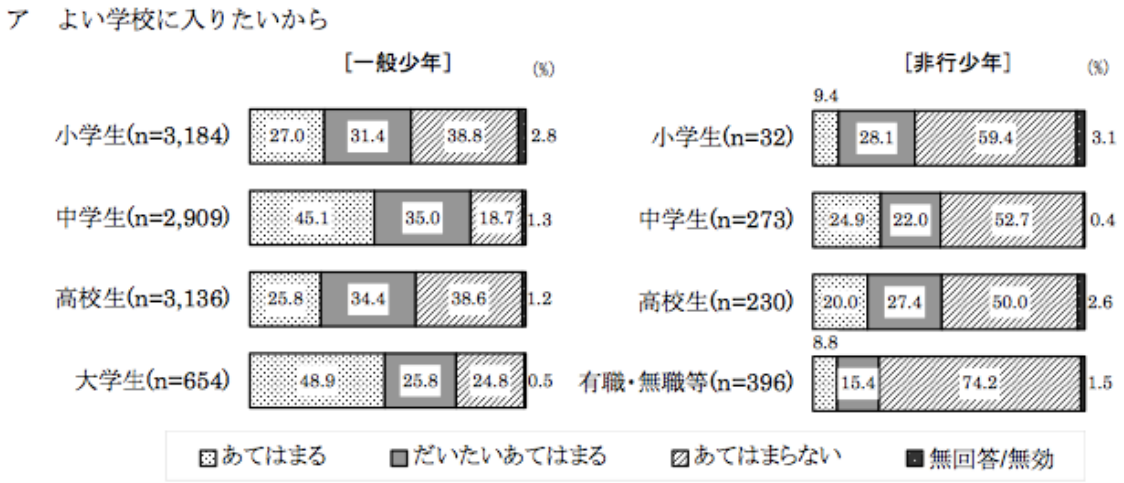

上記の図 11 は中学生（小学生には現時点、中学生以上には中学生時代）にどのような意義で勉強をしていたかという質問に対し、「よい学校に入りたいから」と答えた割合の一般少年と非行少年の比較である。図に見られるように、「あてはまる」と答えた割合はどの年齢層でも非行少年より一般少年の方が高くなっている。また、どの年齢層においても非行少年の半数以上が「あてはまらない」と答えている。

→以上の考察を通して、非行少年は成績が良くないことで学校へ適合することに困難を感じており、学校制度に沿ってより良い進学をすることに意義を見いだせていない。学校に対する価値意識からの離脱と非行には一定の関係性があると考察される。

2121（出典）内閣府政策統括官（共生社会政策担当）（2010）『第４回 非行原因に関する総合的研究調査』

【巻き込み】－日常への没頭は非行を抑止するか－

社会の多数の人々が非行を起こさず生活をしているのは、限られた時間やエネルギーを日常の活動に用いることに没頭しているからであり、逸脱行動をする機会がなかったり、考えを巡らす時間がないために非行を起こさないとする考え方。つまり、一般の少年は日常の学業や交際などの慣習的な活動に時間や労力を割かれており、非行をする暇が無いために非行をしないという仮説である。以下では非行少年と一般少年を比較することで関係性を考察していきたい。

図 12[22]「夕食を家族と一緒〔家の人といっしょ〕に食べることがありますか」

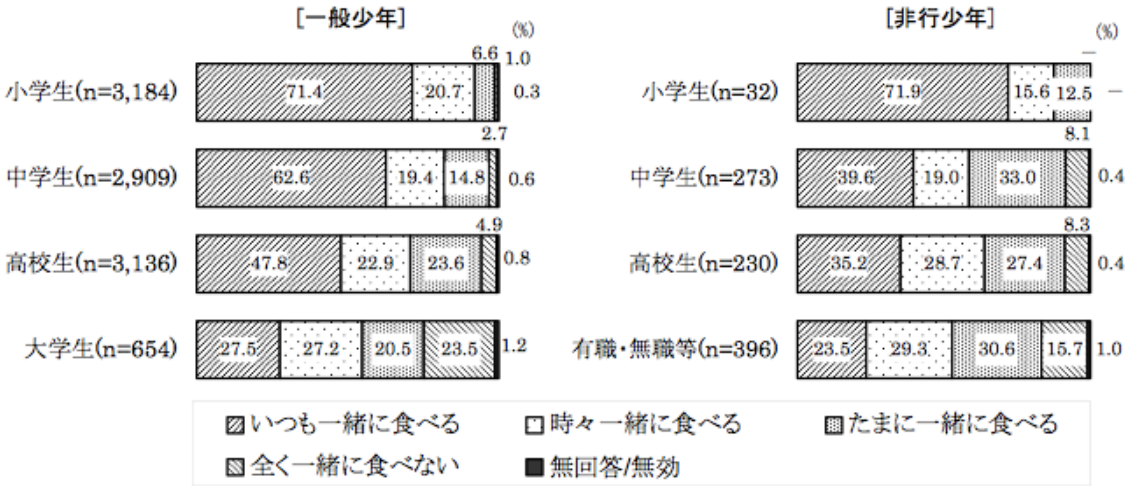

上記は家族と夕食を一緒に食べる割合を比較した図である。「よく食べる」と答えた割合が、小学生では一般少年 71.4%、非行少年 71.9%と違いは見られない。しかし、中学生では一般少年 62.6%、非行少年 39.6%と 23%の差がある。一般少年と非行少年の間に、家庭生活への関与の強弱の差は存在すると考えら

22 同上

れる。

図 13[23]「友達と一緒に過ごす時、主にどんなことをしますか」

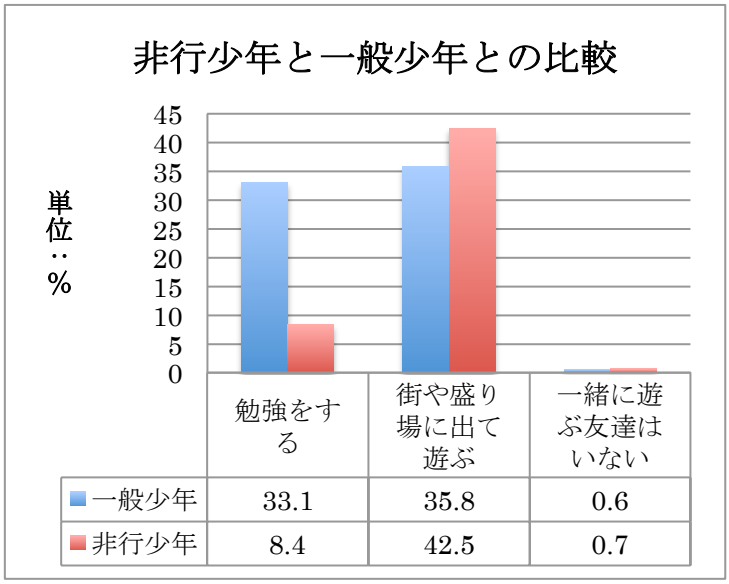

友人と一緒に過ごす時に何をするか、について非行少年と一般少年の比較調査を考察する。「勉強をする」と答えた割合について見てみると一般少年より非行少年の方が、24.7%多い。また「街や盛り場に出て遊ぶ」と答えた割合は一般少年より非行少年の方が 6.7%多くなっている。「一緒に遊ぶ友達はいない」と答えた割合では特に差は見られなかった。

夕食を一緒に食べる頻度に対する調査から、非行少年が家庭で過ごす時間的割合は一般少年と比較して少ないと見られる。また、友人と過ごす内実を見ても「勉強をする」という少年期に日常的な行動に関与している割合が少ない。しかし、これを一般的な日常生活への関与の希薄さが非行へと導いていると考えることは難しい。関与の希薄さが非行をもたらすとは限らず、非行をしていることで家庭などの日常生活への関与が希薄となることも十分考えられるためだ。友人と何をして過ごすかに関しても、「勉強をする」時間を共にするから非行を行い難くさせるという仮定もできる一方、非行をするから一緒に勉強をして過ごすことが少なくなるという仮定も十分成り立つであろう。また、街や盛り場で遊ぶ割合に関しても、それが少ないから非行をもたらさないというより、非行をするようになればそのような場所に行くようになると考えることもできる。友人がいない割合においては非行少年と一般少年の間に差は見られず、友人づきあいへの没頭が非行を抑止するとは考えられない。

→日常生活への関与と非行との相関関係は皆無ではないが、関係性を示しうる

23（参考）内閣府政策統括官（共生社会政策担当）（2010）『第４回 非行原因に関する総合的研究調査』

メカニズムは考え難い。

【規範観念】-規範意識は非行を抑止するか-

社会において守るべき規範観念を少年が持ち合わせていないことによって非行が引き起こされるという仮説。なぜ持ち合わせないのかについては他の要因から説明がなされる必要が有る。しかし、総合すると様々な家庭や社会での他者との関係が良好でないことから、法を守るべきという同調への要求が感じられず、法を、自身を束縛するものという側面からのみ強調して捉えることにより規範観念の低下が起こるとされる。ここにおいては現に非行少年が規範観念を有しているかに関して分析したい。

図 14[24]「校則に対するいろいろな意見に対し、あなたはどう思いますか」

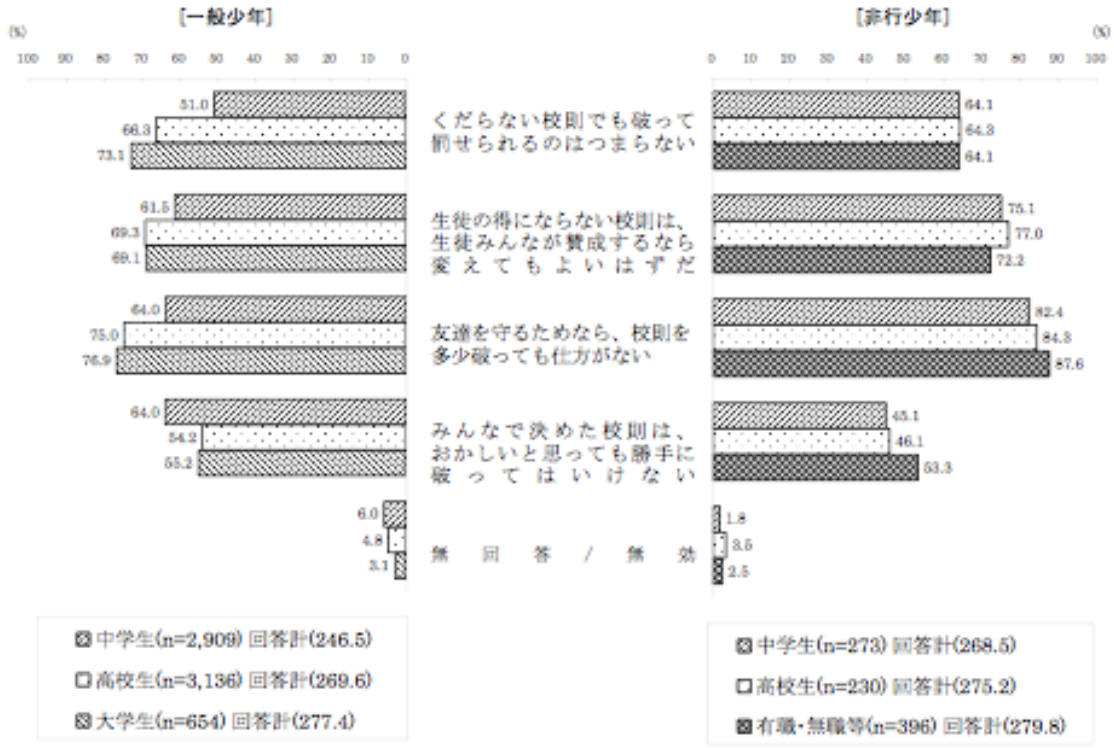

上記の図は一般少年と非行少年の校則に対する意識の比較を表している。図に見られるように、「友達を守るためなら、校則を多少破っても仕方がない」と答えた割合は一般少年より非行少年の方がどの年齢層で見ても 10%程度高い傾

24 （出典）内閣府政策統括官（共生社会政策担当）（2010）『第４回 非行原因に関する総合的研究調査』

向にある。また、「みんなで決めた校則は、多少おかしいと思っても勝手に破ってはいけない」と答えた割合では、中学生の場合、一般少年と非行少年の間に20%程度の差が見られる。

図 15[25]

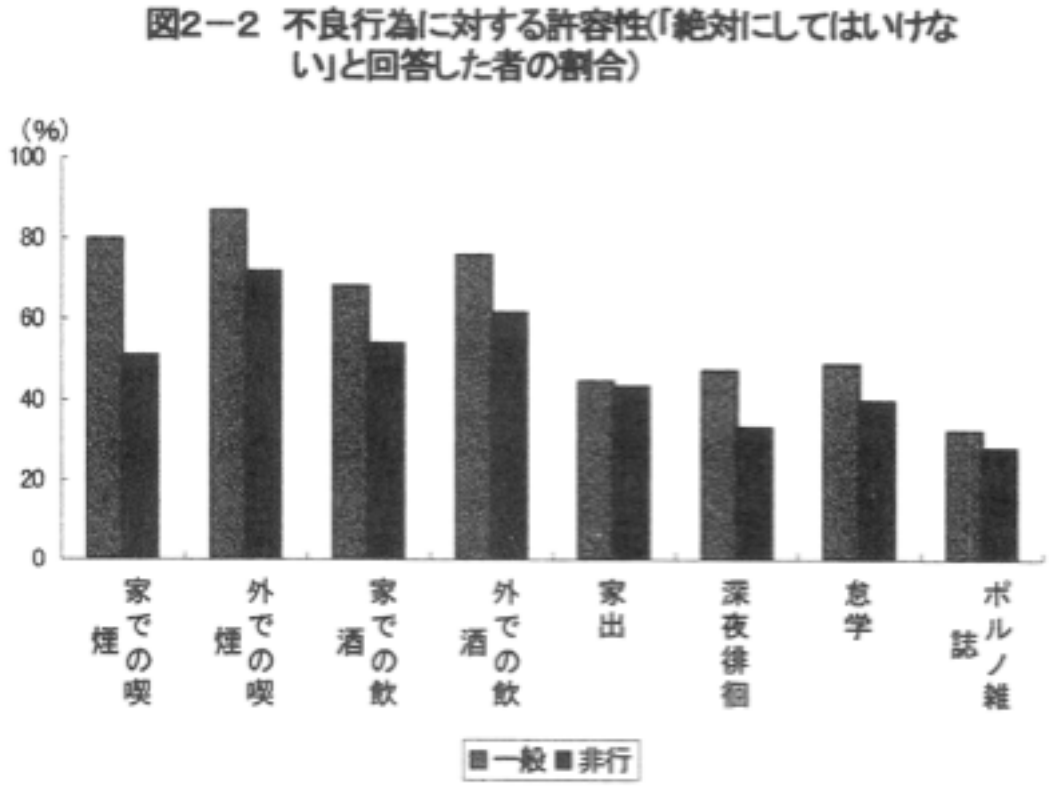

また、不良行為に対する許容性を表した上図を見てみる。上記の全ての不良行為に対し、一般少年より非行少年の方が、許容性が高くなっている。喫煙と飲酒を除く調査項目では「絶対にしてはいけない」と回答した割合は半数以下となっている。

→調査を通して、規範観念について非行少年は一般少年より身につけている割合が高いことが考察される。しかし、非行少年が単に規範を守るべきものであるということを知らないという理由であることは考えられ難く、守らなくても良いと考えるようにさせる他の要因が存在すると推察される。

---

25 （出典）日工組社会安全財団（1999）『少年の規範意識に関する調査・研究』

【ラベリングと再犯】

ここまでの原因分析では、非行を原因としてのパフォーマンス（行為。以下「P」）と結果としてのサンクション（制裁。以下「S」）という流れでの因果関係の考察を行った（P→S）。本項ではその逆の流れ（S→P）についても考察する。現実の社会過程は（P→S→P→S→P）という流れの因果関係の連鎖が発生しているために、理論も特定の局面に限定した理論構築方法にならざるを得ないからである。本項では、サンクション（S）からパフォーマンス（P）への因果関係を強調するラベリング理論を用いて非行を考察したい。

現状分析の項で触れたように、一度非行を行った少年は逸脱者というラベルを貼られるようになる。社会において非行少年というラベルが貼られることが、社会で再び逸脱しない生活を送ることを困難にし、再び強い逸脱を生む。社会の他者はそれを認識することで、(非行少年は非行を繰り返すだろうという）自分の考えに対する確信が強まるという循環が逸脱をエスカレートさせていく。この過程をラベリングという。また、ラベリングは専門家や機関などによって行われる公的なものから身近なものなど様々な次元で起こりうる。しかし、少年自身が、他者が自分に対してもつ態度や期待を受け入れる客我（Me）と、積極的に反応する主我（I）との相互作用によって自我が形成される過程で相互作用を引き起こすため、特に身近な他者からの場合逸脱者としてのアイデンティティを形成しやすいとされる。

図 16[26]「お父さんやお母さんは、あなたのことをどう思っているでしょうか」

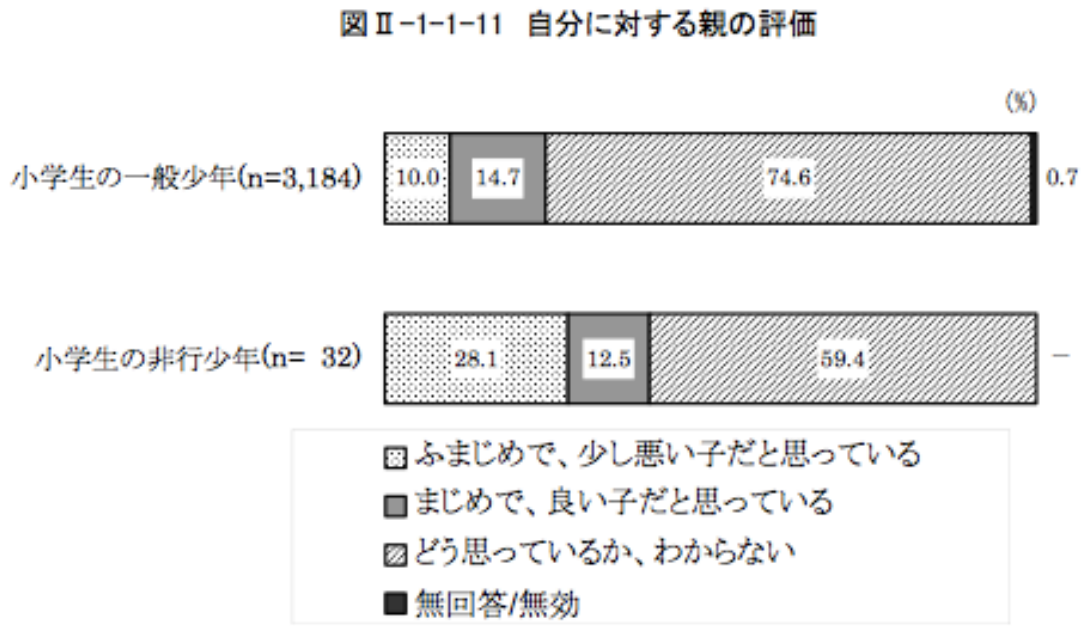

上図は「お父さんやお母さんは、あなたのことをどう思っているでしょうか」という問いに対する小学生の一般少年と非行少年の割合の比較を示している。「ふまじめで、少し悪い子だと思っている」と答えた割合は一般の 10.0%に対し非行少年では 28.1%と、高い割合であることが分かる。

→非行少年は最も親密であるはずの家族からの評価が低いと感じているという点から、少年の日常的な社会からの逸脱的アイデンティティを形成していると考察される。

【原因分析まとめ】

3 章の分析を通じて、非行に至る要因として以下のものが考えられる。

・発達障害
・虐待等の家庭不和
・学校での逸脱意識
・ラベリングによる逸脱的アイデンティティ

---

26 （参考）内閣府政策統括官（共生社会政策担当）（2010）『第４回 非行原因に関する総合的研究調査』

4. 政策

３章の原因分析に鑑み、以下の政策を導入する。

・発達障害児等の社会生活上の困難→ソーシャルスキルトレーニング（SST）
・虐待をはじめとする家庭不和→ファミリーグループカンファレンス（FGC）
・ラベリング→FGC，少年対話会
・学校での逸脱意識（居場所の必要）→ボランティアとの連携

1. ソーシャルスキルトレーニング（SST）

発達障害をもつ少年を主な対象として、コミュニケーション能力不足を解決するために、ソーシャルスキルトレーニング（以下 SST）を実施する。発達障害の場合、発見されていない場合が多いこと、本人のみならず周囲の情報の共有も必要となることから義務教育段階における学校で行うべきである。

図 17[27]

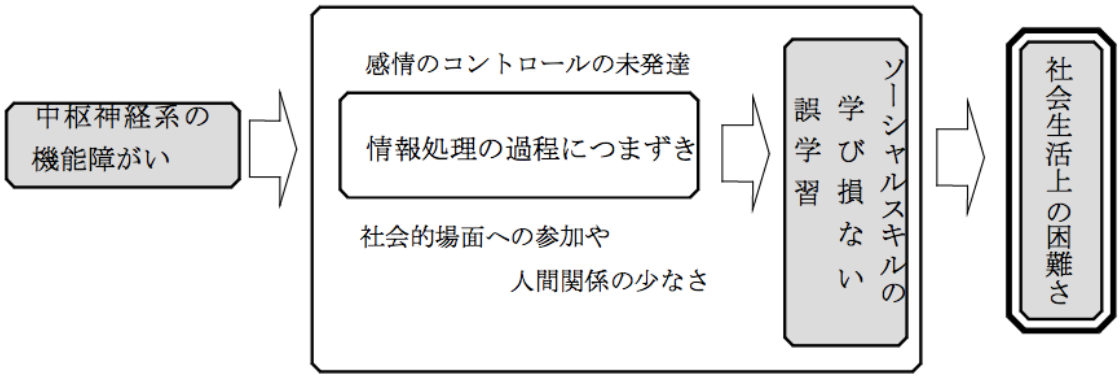

社会生活上の困難さへの過程

発達障害という先天的な要因の場合、コミュニケーションにおける問題はその能力をトレーニングとして身につけることで対人能力の改善を図る必要がある。上記の図 16 に見られるように、発達障害児は生来的な障害の特徴としてのみならず、障害を抱えていることによっても、より生活に困難をもたらすようになっている。

SST とは、基本的な対人関係や集団行動などの社会生活を営むための技能を身につけるための、認知行動療法を用いたトレーニングである。ロールプレイング形式のゲームを通じて、図や写真などから状況を理解し、適切な行動は何か、

27 （出典）総合教育センター特別支援教育担当『ソーシャルスキルトレーニングの理解と指導』

などについて学ぶ。SST には様々な種類のものがあるが、大きく概要を表すと以下の図のような流れになる。

[28]

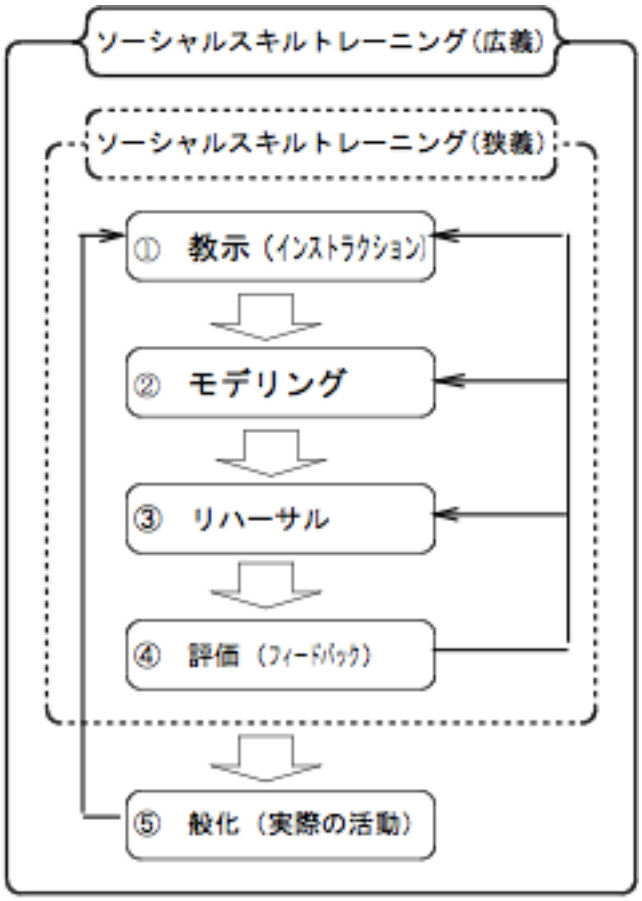

ソーシャルスキルトレーニングの流れ

段階①「教示」において、SST の目的意識の喚起を行う。(ex. なぜそのスキルが　必要なのか
段階②「モデリング」において、指導するスキルのモデルを示す。教師や友達が示したり、写真や VTR などを用いたりする。
段階③の「リハーサル」において、学んだスキルを繰り返し実践する。具体的には絵カードや紙芝居、4 コマ漫画、認知行動療法的な図示などを用いる。
段階④の「評価」では教師による評価を行う。
段階⑤の「般化」で上記の過程で学んだスキルを日常生活で用いることができるようにする。

【実践例を通しての効果】

ここまで SST の大きな流れを示してきた。ここでは効果について記す。下記の表は実際に発達障害を持つ小学生 8 名に対して行われた実践を通して見られた効果である。ソーシャルスキルプログラムの実践前と、15 回の実践終了後にソーシャルスキル尺度を用いて評定されている。これはゲーム内においてのみではなく、日常への一般化に際して有効性が高いことを裏付けている。集団行動の項目においては 2 名を除き、得点の上昇が見られている。他の項目を見てもセルフコントロールやコミュニケーションスキルなど、周囲との適応に関す

[28] (出典) 総合教育センター特別支援教育担当『ソーシャルスキルトレーニングの理解と指導』

る項目で多数の児童に得点の上昇がみられている。

図 18[29]

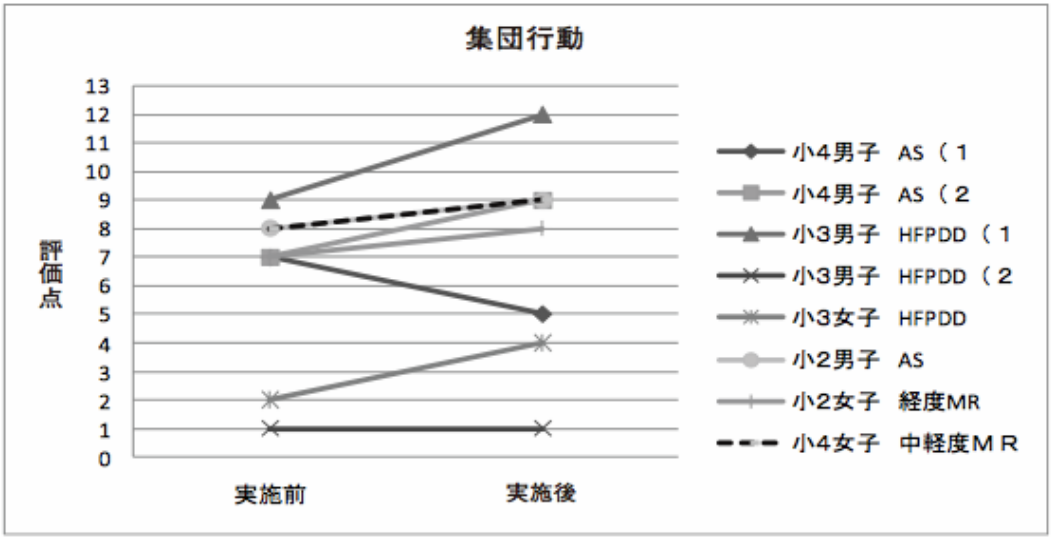

2. ファミリーグループカンファレンス（FGC）

ファミリーグループカンファレンス（以下「FGC」）とは、ファミリーグループ（以下「FG」）を活用しながら、ソーシャルワーカーをはじめとする専門職とともに子どもが安全かつ十分に養育されるための必要事項を話し合う会議のことである。FG とは同居家族、三等親に限らない親族を含む拡大家族や、場合によると親しい友人などを含む人々をさす。FGC は親と子以外の第三者が関与することで、虐待をはじめとした家庭不和の改善や養育課題への取り組み意欲を促すことを目的としている。

具体的には、児童保護機関への通告によって、児童保護機関や警察への一定の調査を通して FGC が必要であると判断された場合に、その機関に所属する FGC コーディネーターが対応を開始する。コーディネーターは親、対立関係になりうるソーシャルワーカーと別で配置され、FGC の招集と当日の会議の進行役を担うことになる。子どもの出席が子どもの最善の利益に反する場合や子どもが幼

[29] （出典）治療教育学研究第 30 輯『小学校における発達障害児に対する小集団 SST の取り組み-ミニゲームを主体とした集団適応の獲得について-』

すぎるなどと判断された場合を除けば、FGC は子どもに出席資格が有る。近隣住民や友人などの、専門的立場でも FG にも所属しない者も、FG の同意が有れば出席が可能となる。

会議は主に 3 つの過程に分けて開催される。第一に情報共有段階で、第二に指摘討議段階、第三に合意段階となっている。以下に FGC が開始されてから解決までの実施過程を図示する。

FGG の実施過程[30]

【1】情報共有段階（専門職と FG が一同に会す）	(1) お互いの自己紹介 (2) コーディネーターによる FGC の目的や過程、出席者の権利等の説明 (3) ソーシャルワーカーによるケース説明：子どもや FG に関する情報提供） (4) その他の専門職によるこれまでの対応状況の説明や各専門分野からの情報の提供 (5) コーディネーターによる懸念事項とストレングスの明確化 (6) 約束事の提示（ex. 過去の恨みつらみをもちださないこと
【2】私的討議段階（FG のみで話し合う）	(1) FG のみで情報を共有、共通理解を促進 (2) FG の意思決定（ex. 今後の支援内容の検討 (3) FG のみでの養育計画の決定

30（参考）林浩康・鈴木浩之（2011）『ファミリーグループカンファレンス入門–子ども虐待における「家族」が主役の支援』明石書房

【3】合意段階（再度専門職と FG が一堂に会す）	(1) コーディネーターが、FG によって決定された養育計画を参加メンバーに提示する (2) 専門職からの養育計画案に対するコメントやアドバイスを参考に修正 (3) 最終的な用語計画案に対する合意 (4) 合意が得られない場合には、再度 FGC が招集されるか、あるいは家庭裁判所に送致される (5) ケースの遂行状況の見守り（モニタリンフ)、見直し（レビュー）方法の検討 (6) 最終的に合意された計画、決定事項を整理し、参加者全員にそのコピーを配布

FGC は上記のような流れで行われるが、介入して関与するのではなく、家庭の問題について親や子どもを交えて話し合うなど、意思決定への当事者の参画を目的としているところに特徴が有る。家庭不和による被害を受けている子どもを「保護」することのみに重点を置くのではなく、当事者として意向を反映させられるために、問題解決として家族関係の再構築を行うことができる。また、非行を行ったことによって家庭内でラベリングが発生している場合にも、再び関係を捉え直し修復する機会として利用することができる。

3. 少年対話会の設置

少年が社会からのラベリングによる逸脱意識の増幅を生むことを抑止するため、更生保護期間の少年の活動として少年対話会の設置を行う。少年対話会とは、修復的司法の理念を反映した、加害者と被害者が実際に対面し罪に向き合いながら和解を目指す会合である。少年が実際に被害者と直接向き合いながら直接的な声を聞くことで真摯な反省を促し、一方で被害者も少年の対応に納得することで否定的な感情を緩和し、安心感を得られる。ここにおいて被害者や社会が一度罪を犯した少年に否定的な認識を持つことを防ぐことによって、少年の逸脱的なアイデンティティの形成を防ぐことができると考えられる。少年対話会は平成 17,18 年度に実際にモデルパイロット事業として行われたことがある。その際の参加した少年へのアンケートでは「非常にきちんと謝罪できた」

（25.5%）「かなりきちんと謝罪できた」（46.8%）や、対話会の後に考えたことについて、「被害者に迷惑を掛けたこと」と 83%の少年が回答している。また、被害者も少年が罪の意識について「非常に真剣に受け止めたと思う」（33.3%）「かなり真剣に受け止めたと思う」（62.2%）など、罪の意識について向きあう少年の姿勢に対し肯定的な評価を下している。

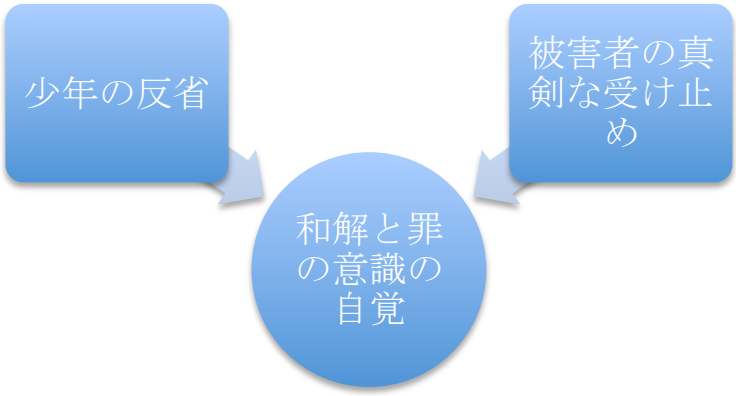

4. 学校とボランティアとの連携

学校での逸脱意識から非行に至る構造に対し、学校を少年の居場所として維持するためにボランティアとの連携による交流を行う。学校における価値基準（学力など）が制度として発生してしまうことは必然であるが、学校が少年の生活において大きな位置付けを占める以上、別の居場所としての可能性を見いだすことで少年が学校からの逸脱意識を持つことを防ぐことが必要である。具体的には、非行少年の更生保護への対応に経験を有する保護司会、更生保護女性会、BBS会等が学校と連携することで少年との交流の機会を作り、学校に居場所としての意義を見いだせるような活動を行う。この制度の目的としては、学校内に従来の「学校制度」のみではない価値規範を取り入れることにある。少年にとって学校に所属せざるを得ないことは仕方ないが、画一的な学校としての学校制度ではなく、多様な価値観の共存する居場所へと変革することを目的としている。

6.参考文献

治療教育学研究第 30 輯(2010)『小学校における発達障害児に対する小集団 SST の取り組み-ミニゲームを主体とした集団適応の獲得について-』
高橋則夫（2010)『少年対話会の意義と限界-修復的司法の可能性-』
徳岡秀雄（1987)『社会病理の分析視角』東京大学出版会
野田陽子（2000)『学校化社会における価値意識と逸脱現象』学文社
林浩康・鈴木浩之（2011)『ファミリーグループカンファレンス入門-子ども虐待における「家族」が主役の支援』明石書房
藤川洋子（2008)『発達障害と少年非行』金剛出版
藤川洋子（2005)『少年犯罪の深層-家裁調査官の視点から』ちくま新書
室月誠（2004)『逸脱とコントロールの社会学』有斐閣
Donald Woods Winnicott（1984)『愛情剥奪と非行』（西村良二訳）岩崎学術出版社
H.S.Becker（1960)『Notes on the Concept of Commitment』American Jounal of Sociology
H.S.Becker(2011)『完訳アウトサイダーズ-ラベリング理論再考』(村上直之訳) 現代人文社
T.ハーシ（1995)『非行の原因-家庭・学校・社会へのつながりを求めて』(森田洋司ほか訳) 文化書房博文社
警察庁生活安全局少年課『少年非行情勢（平成 26 年 1 月～12 月)』
警察庁（1989)『警察白書』
警視庁（2009)『万引きに関する調査研究報告書』
総合教育センター特別支援教育担当『ソーシャルスキルトレーニングの理解と指導』
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）(2010)『第 4 回　非行原因に関する総合的研究調査』
日工組社会安全財団（1999)『少年の規範意識に関する調査・研究』
法務総合研究所（2001)『児童虐待に関する研究（第 1 報告)』